

本所中学校PTA規約

昭和 29 年 6 月 1 日 制定

令和 3 年 5 月 13 日 最終改正

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は墨田区立本所中学校保護者と教職員の会「本所中学校PTA」という。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は次の目的を目指して活動する。

- 1、家庭と学校との関係を緊密にし、保護者と教職員が協力して、生徒の健全な成長を図る。
- 2、学校の教育的環境をよくし、教育活動を支援する。
- 3、公教育を充実させる活動に努める。
- 4、保護者と教職員の教養の向上を図り、併せて教職員の研修を支援する。
- 5、この会は、本所中学校学校運営協議会、並びに生徒の教育・福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第 3 章 会 員

第 3 条 この会の会員となることのできる者は次の通りである。

- 1、本所中学校に在籍する生徒の保護者又はこれに代わる者
- 2、本所中学校に勤務する教職員

第 4 条 会費は生徒 1 名に対し総会で定めた額を納めるものとする。

第 5 条 会員はすべて平等の義務と権利とを有する。

第 4 章 経 理

第 6 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第 7 条 この会の経費は、すべて総会で議決された予算に基づいて行われ、またこの会の資産は第 2 章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 8 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 9 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 総 会

第 10 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第 11 条 総会は年 1 回開かれ、全会員の 5 分の 1 以上の出席をもって成立する。

第 12 条 実行委員会が必要と認めるとき、又は全会員の 10 分の 1 以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。

第 13 条 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。

第 14 条 総会の任務は次の通りである。

- 1、決算報告
- 2、事業報告
- 3、予算の承認
- 4、事業計画の承認
- 5、役員選出の承認
- 6、その他

第 6 章 役 員

第 15 条 この会の役員は次の通りである。

- 1、会長 1 名
- 2、副会長 2 名以上
- 3、庶務 3 名以上
(保護者 2 名以上、教職員 1 名)
- 4、会計 3 名以上
(保護者 2 名以上、教職員 1 名)
- 5、監査 2 名以上

第 16 条 役員の資格及び選出は次の通りとする

- 1、第 3 章第 3 条 1 項又は 2 項に該当するものでなければ、役員に就任することはできない。
- 2、役員は、選挙或いは推薦委員会によって会員の中より選出し、総会の承認を得て決定する。
- 3、推薦委員会は、実行委員会を以て、これに当てる。

第 17 条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会、役員会、実行委員会等を招集する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。

- 3、庶務は、会務を記録し、会の決議事項を 促進し、運営の円滑を図る。
- 4、会計は、会の会計事務を行う。
- 5、監査は、会計の監査にあたる。

第 7 章 実行委員会

- 第 18 条 実行委員会は各専門委員会より選出された委員長、副委員長と役員で構成される。
- 第 19 条 実行委員会は会長又は実行委員の半数以上が必要と認めるとき随時開かれる。
- 第 20 条 実行委員会の任務は次の通りである。
- 1、事業の企画立案をする。
 - 2、総会に提出する報告書を作成する。
 - 3、総会又は役員会より委任された事項を処理する。

第 8 章 専門委員会

- 第 21 条 この会の目的を達成するために次の委員会を置く。
- 1、学年委員会
 - 2、校外指導委員会
 - 3、広報委員会
 - 4、保健教養委員会
- 第 22 条 各委員会は学年毎の学級数と同数の人数の委員を選出し、構成する。
- 第 23 条 各委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名を委員の互選により選出する。また教職員より副委員長 1 名を選出する。
- 第 24 条 学年委員会は、学年の委員を対象とした集会の開催、各学年行事や生徒の活動への支援・協力する。
- 第 25 条 校外指導委員は、生徒の健全育成及び安全教育に協力する。また、生徒の家庭・地域社会における生活や生徒相互の自主的集団活動の指導にあたる。
- 第 26 条 広報委員は、広報誌等の編集発行に関する事項を処理する。
- 第 27 条 保健教養委員は、会員の研修、見学会、体位向上を目的とする行事等の計画を立案し、会員相互の親睦と体位の向上を図る。併せて学校の保健体育行事に協力する。
- 第 28 条 会長が必要と認めるときは、各種の臨時専門委員会を置くことができる。ただし、臨時専門委員会はその任務の終了とともに解散するものとする。

第 9 章 顧問

- 第 29 条 この会に顧問を置くことができる。
ただし、顧問はこの会に特に功労があったもので、実行委員会が推薦し、総会の承認を得た者とする。
- 第 30 条 この会は、顧問に諮問することができる。

第 10 章 改正

- 第 31 条 この会の規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
ただし、改正案の内容は総会の少なくとも 5 日前に全会員に通告しておかなければならない。

附 則

- 第 32 条 校長は、この会のどの会議にも出席し、意見を述べることができる。
- 第 33 条 総会を含めたすべての会議、集会について委任状を認める。
- 第 34 条 役員、委員の任期は 1 年間とする。
ただし、再任を妨げない。
- 第 35 条 この会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような活動は行わない。
- 第 36 条 この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者の推薦や活動をしない。
- 第 37 条 学校の人事やその他の管理に干渉しない。
- 第 38 条 この規約は令和 3 年 5 月 日より施行する。

規約改正履歴

| | | | |
|---------|-----|------|----|
| 昭和 37 年 | 5 月 | 4 日 | 改正 |
| 昭和 38 年 | 5 月 | 6 日 | 改正 |
| 昭和 41 年 | 3 月 | 22 日 | 改正 |
| 昭和 44 年 | 2 月 | 21 日 | 改正 |
| 昭和 51 年 | 3 月 | 15 日 | 改正 |
| 昭和 54 年 | 5 月 | 1 日 | 改正 |
| 昭和 58 年 | 4 月 | 28 日 | 改正 |
| 平成 15 年 | 5 月 | 2 日 | 改正 |
| 平成 19 年 | 5 月 | 2 日 | 改正 |
| 令和 3 年 | 5 月 | 13 日 | 改正 |

本所中学校 P T A 慶弔規約

昭和 42 年 3 月 6 日 制定
令和 3 年 5 月 13 日 最終改正

| | |
|-------------------------------|---------|
| 1、 職員が結婚したとき | 5 千円 |
| 2、 職員が 1 ヶ月以上病欠で入院したとき | 5 千円 |
| 3、 職員及び配偶者の 1 親等の同居の家族が死亡したとき | 5 千円 |
| 4、 P T A 会員が死亡したとき | 1 万円 |
| 5、 生徒が 1 ヶ月以上入院したとき | 3 千円 |
| 6、 生徒が死亡したとき | 1 万円 |
| 7、 職員勤続 5 年以上を表彰する (5 年ごと) | 3 千円 |
| 8、 職員が転任、退職したとき 餞別 | |
| 勤続 1 年～3 年まで | 3 千円 |
| 3 年以上 | 年数×1 千円 |
| ただし 10 年以上 | 1 万円 |

尚、不慮の災厄により、その程度の甚だしいもの又は特別の事情のある場合は、会長・副会長の協議によって適宜処理する。
慶弔についての返礼は一切受けないこと。

規約改正履歴

昭和 62 年 6 月 2 日 改正
令和 3 年 5 月 13 日 改正